

交通政策基本計画（原案）に対する主な御意見（パブリックコメント）及びそれに対する考え方

※パブリックコメント意見提出総数 84 者 335 件
(意見募集期間：平成 26 年 9 月 5 日～25 日)

I. 当該意見を踏まえて内容を修正するもの

該当箇所	原案に対する意見	意見に対する考え方
1. 基本の方針 A <目標①>	01. 地域公共交通事業において生産性向上の視点 が重要であるとする意見 02. 公有民営方式についての具体的な解説を求める意見	○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A①に以下の記述を追加しました。【10 ページ】 • <u>生産性向上</u> ○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A①に以下を追記しました。【10 ページ】 • 公有民営方式の定義
<目標②>	03. バスの利便性向上方策の充実（定時性確保等） を求める意見 04. コミュニティバスの導入に関する記述を求める意見	○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A②に以下の記述を追加しました。【11 ページ】 • <u>バス交通の利便性向上</u> ○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A②に以下の記述を追加しました。【11 ページ】 • <u>コミュニティバスの効果的な導入</u>

	<p>05. レンタカーの利便性向上に向けた検討を求める意見</p> <p>06. 離島地域の交通手段確保や活性化のため、本土側のアクセス交通の向上等によるシームレスな輸送サービスの実現が重要であるとする意見</p> <p><目標④></p> <p>07. 交通系 IC カードの普及に関する記述の充実を求める意見</p>	<p>○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A②に以下の記述を追加しました。【12 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカーの更なる利便性の向上 <p>○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A②について、以下のとおり記述を修正しました。【12 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海陸連結型バス交通システム（バスフロート船）の開発、旅客船におけるデマンド交通の効果的な活用、本土側のアクセス交通の向上等によるシームレスな輸送サービスの実現を検討する。 <p>○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 A④に以下の記述を追加しました。【16 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通系 IC カードの利用エリアの拡大
2. 基本の方針B	<p><目標②></p> <p>08. フリーゲージトレインについての具体的な解説を求める意見</p> <p><目標③></p> <p>09. 鉄道だけでなくバスも含めた企画乗車券の導入の促進策を検討すべきとの意見</p>	<p>○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 B②に以下を追記しました。【23 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーゲージトレインの定義 <p>○頂いたご意見を踏まえ、第 2 章基本の方針 B③について、以下のとおり記述を修正しました。【26 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道を中心とした広範な地域における鉄道・バス等の多様な公共交通機関の相互利用が可能な企画乗車券の導入

3. 基本的方針C <目標①>	10. 災害時に貸切バスだけでなく乗合バスを活用すべきとの意見 11. 災害時の避難・支援物資輸送に活用すべきバス等の燃料確保が重要であるとする意見	○頂いたご意見も踏まえ、第2章基本的方針 C①について、以下のとおり記述を修正しました。【33 ページ】 ・災害発生時に船舶や <u>貸切バス車両等</u> を効率的・効果的に活用 ○頂いたご意見を踏まえ、第2章基本的方針 C①に以下の記述を追加しました。【32 ページ】 ・ <u>燃料の確保</u>
<目標④>	12. 電気自動車以外の次世代自動車の導入推進に係るインフラ整備も求める意見	○頂いたご意見を踏まえ、第2章基本的方針 C④に以下の記述を追加しました。【38 ページ】 ・ <u>水素ステーションの整備</u>

II. その他の主な意見*

該当箇所	原案に対する意見	意見に対する考え方
1. 基本的方針A <目標①>	01. 地域公共交通ネットワークの再構築に当たって国のリーダーシップや自治体の主体性を求める意見	○第3章②において、「国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する」旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。

	<p>02. 地域の交通政策の推進につき、国から地方公共団体に知見等の支援を求める意見</p> <p>03. 地域公共交通ネットワークの再構築に係る具体的制度設計等に関する意見</p> <p>04. デマンド交通に偏りすぎないようにすべきとする意見</p> <p>05. 自家用車による交通にも一定の評価を与えるべきとする意見</p> <p><目標②></p> <p>06. 自転車の更なる活用を求める意見</p>	<p>○第2章基本の方針 A①に「自治体を総合的に支援する体制を構築する」旨、基本の方針 C③に「自治体の交通担当部門などの地域の交通計画づくりを担う人材の育成方策を検討する」旨を記述しているところであります。ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。</p> <p>○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法の施行に当たり、適切に対処して参ります。</p> <p>○第2章基本の方針 A①にデマンド交通も含めて「ベストミックスを実現することを目指す」旨、A②に「デマンド交通の効果的な導入を促進する」旨を記述しているところであります。ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。</p> <p>○第1章2.の基本の方針 Aにおいて、高齢化の進展に伴う自家用車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性の増大を基本認識として掲げた上で、第2章基本の方針 A①において、それぞれの地域において交通手段のベストミックスを実現することを目指す旨を記述しているところであります。ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。</p> <p>○第2章基本の方針 A②において、駐輪場・自転車道等の整備、コミュニティサイクルの活用・普及、サイクルトレン等の普及、各種マーク制度の普及など、様々な形での自</p>
--	---	--

		転車の活用を推進するための取組について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
<目標③>	07. バリアフリーのより一層の推進を求める意見	○第2章基本の方針A③において、「さらなるバリアフリー化の推進を検討する」旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
<目標④>	08. 高齢化社会に対応した自動車の開発等を求める意見	○第2章基本の方針A④において「先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及」及び「自動走行システムの実現に向けた技術開発や制度整備」について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
	09. 物流サービスの円滑化、効率化を求める意見	○第2章基本の方針B①において、我が国の成長のための航空物流・海上物流の効率化等を、B②において、国内物流の円滑化・効率化を、C④において、低炭素化のための輸送の省エネ化などを記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
	10. ビッグデータの活用の促進等に関する意見	○第3章③において交通分野におけるビッグデータの活用を、同章②において個人情報の保護などデータの活用のための環境整備などについて検討する旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。

3. 基本的方針C <目標①>	11. 災害対策・老朽化対策の充実を求める意見	○第2章基本的方針 C①において、「交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策等を確実に実施する」、「交通インフラの戦略的な維持管理・更新や老朽化対策を推進する」旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
<目標②>	12. 適正な競争環境の整備を求める意見	○第2章基本的方針 C②において、「地域公共交通事業者等の交通関連事業について、人材確保も含めた基盤強化方策や適正な競争環境の整備を検討する」旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
<目標③>	13. 交通事業における労働条件・労働環境の改善を求める意見	○第2章基本的方針 C③において、「労働条件・職場環境の改善」について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
	14. 交通事業における人材確保方策の充実を求める意見	○第2章基本的方針 C③において、「輸送を支える技能者、技術者の確保」について記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
	15. 地域の交通計画づくりを担う人材育成を求める意見	○第2章基本的方針 C③において、「自治体の交通担当部門などの地域の交通計画づくりを担う人材の育成方策を検討する」旨を記述しているところであり、ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。

4. 施策の推進に当たって特に留意すべき事項	16. 施策の実施段階における適切な役割分担を求める意見	○第3章②において、「国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する」旨を計画の横断的留意事項として記述しているところであります。ご意見も踏まえて適切に対処して参ります。
5. その他	17. 数値指標の充実等を求める意見 18. 施策の内容に係る記述の具体化を求める意見 19. 資金面での支援を求める意見 20. 個別路線のサービス確保・向上等を求める意見	○第3章①において、数値指標を定めていない施策についても可能な限り客観的なデータの集積や目標レベル設定の試みなどに努める旨を記述しているところであります。本計画の実施状況を踏まえつつ検討を進めて参ります。 ○本計画に基づき施策の実施・検討を進めていく中で、具体化に努めて参ります。 ○本計画の実施に当たり適切に対処して参ります。 ○本計画の実施に当たり適切に対処して参ります。

* 同様の意見が3件以上あった場合について掲載しています。